

令和2年度 第8回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月20日(火) 15時12分～15時48分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	千葉徹	○	
		主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

議案第31号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(15時12分開会)

- 議長 ただいまより令和2年度第8回平泉町農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番青木長男委員、4番千葉力男委員の両名を
指名します。会議書記には、事務局の千葉次長、平沢主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
議長 ただ今の報告等について質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 それでは次に、本日の案件を上程します。事務局長より説明願います。
岩淵局長 (本日の議案件数等を説明)
議長 それでは審議に入ります。議案第31号、農地法第2条第1項に該当しないこ
との証明願に対する可否決定について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
願出人2名から提出された農地4筆について審議願います。
- 議長 それでは現地調査をした委員、補足説明をお願いします。6番石川文士良委員。
6番委員 番号25、26について10月14日に私と鈴木正昭委員、千葉次長と現地に行き
ました。木が茂っており山林化しています。
番号27、28について10月14日に私と鈴木正昭委員、菅原護推進委員、千葉
次長と現地に行きました。周辺の土地が高く農業機械が入れない状況で、原野に
なっています。どちらも農地ではないと考えます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、可と決定します。
議長 次に、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について事務局より説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
番号8については、農振農用地ですが一時転用のため例外規定に該当し許可相
当と考えます。同じく番号9についても農振農用地ですが一時転用のため例外規
定に該当し許可相当と考えます。番号10については第2種農地ですが一時転用

のため例外規定に該当しますが、許可前に工事を開始している状況です。

議長
5番委員

それでは現地調査をした委員、補足説明をお願いします。5番鈴木正昭委員。
番号8、9については第2遊水地内の田で、今年の農作業終了後に借りて、来年の3月まで使用し橋の工事を行うとのこと。来年の農作業には支障ないので許可できるものと考えます。

千葉次長

番号10については、許可前に資材とプレハブ等を設置し事業用地の使用が行われている状況で、許可できないものと考えますが審議をお願いします。

補足説明させていただきます。現地調査の結果、許可前着工ということで、県に確認したところ、現場の状況等を勘案し、許可相当の意見を添付して一時転用許可申請書を進達できるとの回答を得ました。

議長
4番委員

質疑に入ります。質問ありませんか。4番千葉力男委員
許可するにしろ、許可しないにしろ、許可前に着工した違反転用なのに訓告・戒告の処分をしないわけですか。

千葉次長

許可権者は県なので、文書勧告は考えていません。

議長
4番委員

4番千葉委員
農地転用について許可できるかの判断は農業委員会なので、許可前着工について文書勧告ができるのではないか。あるいは何らかの指導をするべきではないか。

議長
2番委員

2番青木委員
暫時休憩をお願いします。

議長

暫時休憩します。(15:25)

議長

再開します。(15:40)

千葉次長

永久転用で、転用許可を取らずに小屋等を建ててしまった場合、追認案件として始末書を申請書類に追加させております。今回の一時転用の場合、追認案件の取り扱いはないので、農業委員会として「始末書の提出」を付帯意見として、許可相当に該当するか審議願います。

議長

質問ございませんか。

なし

議長

それでは個別に採決を行います。議案第32号番号8について原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員、許可相当と決定します。

議長

次に議案第32号番号9について原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員、許可相当と決定します。

議長

次に議案第32号番号10について「始末書の提出」を付帯意見として、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

挙手多数、許可相当と決定します。

慎重審議大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第8回平泉町農業委員会総会を終わります。
ご苦労様でした。

(15時48分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉賢一 ㊟

署名人 3番 青木長男 ㊟

署名人 4番 千葉力男 ㊟